

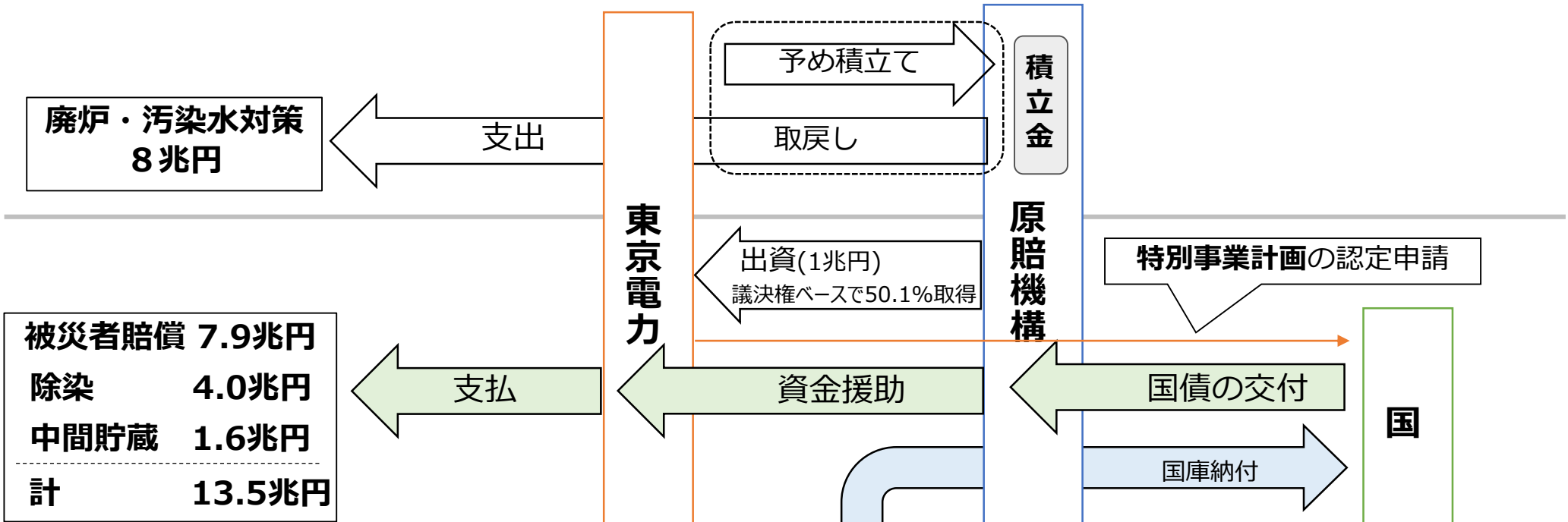
賠償

(除染・中間貯蔵含む)

- 賠償が滞らないよう、①国が、**国債を原賠機構に交付**し、②原賠機構はそれを原資に、**東京電力に対して資金援助**を行い、③**東京電力は援助を受けた資金で支払い**を実施。
- 交付国債を用いた資金援助に際して、**原賠機構は東電と共同して「特別事業計画」**を策定し、国に認定を求める。
- 原賠機構は、負担金等を毎年度、国庫に納付。交付国債で負担された資金の回収に充てられる。

廃炉

- 将来資金が不足しないよう、**東電に対し、毎年度、原賠機構への資金積立を義務付け**。
- 積み立てた資金から必要な額を取り戻して廃炉作業に支弁。



被災者賠償 7.9兆円	⇒	一般負担金 (全原子力事業者が負担)
除染 4.0兆円	⇒	特別負担金 (東京電力のみが負担)
中間貯蔵 1.6兆円	⇒	機構保有株式 (取得価額1兆円) の売却益
計 13.5兆円	⇒	国のエネルギー対策特別会計 (電源開発促進税が原資) から支出

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像（現状）と役割分担

	廃炉・汚染水（※1）	賠償（※4）	除染	中間貯蔵	合計（※7）
金額	8.0兆円	7.9兆円	4.0兆円	1.6兆円	21.5兆円
	交付国債枠：13.5兆円				
東電	8.0兆円（※2）	3.9兆円	4.0兆円（※6） （株式売却益を想定）	—	15.9兆円（※8）
大手電力	—	3.7兆円	—	—	3.7兆円
新電力	—	0.24兆円（※5）	—	—	0.24兆円
国	（研究開発支援） （※3）	—	—	1.6兆円 （エネルギー予算を想定）	1.6兆円

（※1）第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。

（※2）「管理型積立金制度」及び送配電事業合理化分を事故廃炉事業に優先的に充当する措置を講ずる。

（※3）別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。

（※4）原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。

（※5）託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度（2010年度）までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。（託送料金0.07円/kWh相当＝一般標準家庭で18円/月）ただし、託送回収額総額が今後上がることのないよう、上限が2.4兆円であることを、「福島復興加速化指針」（閣議決定）に明記。また、送配電部門の合理化等により、総じて「託送料金値上げ」にならない形とする。

（※6）不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。

（※7）帰還困難区域の復興拠点の整備、燃料デブリ等の取り出し以降に生じる廃棄物の処分、中間貯蔵後の除去土壌等の最終処分等に要する資金は含まれない。

（※8）別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分（原賠補償法に基づく補償金相当）がある。